

千葉市あんしんケアセンターについて

1 千葉市あんしんケアセンターの業務

介護保険法（以下、「法」という。）第115条の46に規定する「地域包括支援センター」としての機能及びこれに関連する政令等に定められた業務「表1」を行います。
ただし、介護保険法又は関連法令等の改正により、内容が変更されることがあります。

（表1）千葉市あんしんケアセンター業務一覧

事業名	内容	経費負担区分
①包括的支援事業	○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○第1号介護予防支援事業 （居宅要支援被保険者に係るものを除く）	委託料
②一般介護予防事業	○介護予防普及啓発業務 ○地域介護予防活動支援業務	
③指定介護予防支援	○第1号介護予防支援事業 （居宅要支援被保険者に係るものに限る） ○指定介護予防支援	介護報酬

【表1以外の業務】

（1）学生実習の受入について

将来、保健・医療・福祉の担い手となる学生が、地域包括支援センターでの実習を通して、センター業務に関する理解を深めることで、将来的に本市の多職種連携が推進され、また、センター業務に興味を持ち、職員の確保に繋がるよう、教育的立場で学生に関わる。

（2）第2層生活支援コーディネーターの配置について

千葉市あんしんケアセンター担当圏域に各1人を配置する。

地域において、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進のため、包括3職種と連携し、地域資源の情報発信や資源開発に関する業務を行う。

【業務遂行にあたっての遵守事項】

（1）関係法令等の遵守

受託者自らの責任において、憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び関連する政省令等（※）、個人情報保護に関する法律、その他関係法令等を遵守してください。

※「関連する政省令等」

- ・ 介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則
- ・ 地域支援事業実施要綱、総合事業ガイドライン（厚生労働省老健局長通知）
- ・ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局長通知）
- ・ 千葉市介護保険条例、千葉市介護保険施行規則
- ・ 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めた条例
- ・ 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例

- ・ 地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン

(2) 個人情報の保護

千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の適用を受けるため、業務上知り得た個人情報は適切に保護される必要があります。

(3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、業務の目的外に使用したりすることはできません。委託契約期間終了後も同様とします。

(4) 日曜日、休日、時間外等における緊急時の連絡体制について

時間外であっても、緊急を要する相談については受付し必要な対応を講じます。年末年始を含め、日曜日、休日、夜間等において、昼夜を問わず24時間、緊急を要する相談を受付し、必要な対応がとれるような連絡体制を整えてください。

(5) 業務の再委託の禁止

包括的支援事業及び一般介護予防事業については、事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

ただし、以下のケアマネジメント業務については、関係法令等に基づき、その業務の一部を委託することができます。

【ケアマネジメント業務】

ア 包括的支援事業における介護予防ケアマネジメント業務（国保連合会を經由して給付管理を行うケアマネジメントに限る。）

イ 指定介護予防支援における介護予防ケアマネジメント業務

2 千葉市あんしんケアセンターの職員について

職員の配置にあたっては、介護保険法（以下、「法」という。）第115条の46に規定する「地域包括支援センター」としての職員の基準及び法第58条第1項「指定介護予防支援」としての職員の基準をどちらも満たすことが必要です。

(1) 「地域包括支援センター」の業務を担当する職員にかかる要件は次の各号のとおりです。

ア 職種・雇用形態については「表2」のとおりとします。

イ 包括3職種の配置要件については次のとおりです。

(ア) 職種毎に1人以上を配置することとし、このうち、1人を管理者とします。

(イ) 配置人数については、「表3」に基づき、契約年度の前年6月末時点での高齢者人口およびその他の条件により決定します。なお、事務職は高齢者人口によらず各センター1人です。

ウ 包括3職種については、指定介護予防支援事業所との兼務を可とします。

ただし、その場合の担当ケアプラン数は、包括3職種1人あたり上限を20件までとします。

エ 包括3職種は、バランスに配慮し、職種別配置人数を以下のとおりとします。

(ア) 包括3職種4～6人配置においては各職種最小1人以上とする。

(イ) 包括3職種7人配置においては各職種最小1人以上、最大4人以内とする。

(ウ) 包括3職種8人配置においては各職種最小2人以上、最大4人以内とする。

(エ) 包括3職種9人配置においては各職種最小2人以上、最大5人以内とする。

(オ) 包括3職種10人配置においては各職種最小2人以上、最大6人以内とする。

オ 募集を行う圏域については、【資料2】(17～18P)」のとおりです。

(表2)

職種		雇用形態	説明
包括3職種	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者	常勤/専任	以下の要件を全て満たすこと。 ①介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者 ②当該研修を修了し、修了日から起算して5年を経過した者については、修了日から5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者 ③地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者
	社会福祉士 その他これに準ずる者	常勤/専任	・原則として、社会福祉士資格の保有者を配置すること。 なお、業務内容から一定の実務経験を有する者が望ましい。 ・有資格者の確保が困難である場合、次の①②のいずれかを満たすものの配置でも可とする。なお、①②ともに将来的に社会福祉士資格の取得を前提とする。 ①介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 ②福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上の者
	保健師 その他これに準ずる者	常勤/専任	・原則として、保健師資格の保有者を配置する。 ・有資格者の確保が困難である場合、次の①を満たすものの配置でも可とする。 ①地域ケア、地域保健等に関する相談業務に加え、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師
事務		原則として常勤/専任	勤務日等で明確に業務時間が積算できる場合は非常勤(常勤換算1.0人以上)でも可

(表3)

圏域内高齢者人口	1～8,000人	8,001～10,000人	10,001～12,000人
包括3職種配置基準	4人	5人	6人
圏域内高齢者人口	12,001～14,000人	14,001～16,000人	16,001～18,000人
包括3職種配置基準	7人	8人	9人

※出張所を設置する圏域については、上記包括3職種配置基準に1人を加えるものとする。

(2)「指定介護予防支援」の職員にかかる要件は次の各号のとおりとします。

※指定介護予防支援については、ケアプラン作成等に係る介護報酬を財源として運営を行います。

ア 指定介護予防支援の提供にあたり必要な職員(管理者1人、担当職員1人以上)を配置するものとします。

また、ケアプラン作成のために必要な人員として、専従職員を配置することができます。

詳細は「表4」のとおりです。

イ 管理者については、原則として常勤とします。

地域包括支援センターの業務との兼務は差し支えありませんが、他事業所との兼務はできません。

ウ 地域包括支援センターの包括3職種については、指定介護予防支援事業所との兼務を

可とします。

(表4)

職種	雇用形態	その他
管理者	常勤/地域包括支援センターとの兼務は可能	1人
指定介護予防支援担当職員	非常勤可	1人以上 *原則として、次のいずれかの資格保有者を配置する。 ①保健師又は地域ケア、地域保健等に関する相談業務に加え、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士、その他これに準ずる者

3 千葉市あんしんケアセンターの運営に係る費用について

(1) 運営のための費用については、千葉市議会において令和9年度予算案が可決された後に決定します。

ア 委託料

参考までに、令和8年度の委託料を示します。

業務委託料として、契約に基づきお支払いします。

(ア) 各年度契約分

委託料内訳	令和8年度の契約額
人件費(包括3職種)×配置人数	5,700千円×配置人数
人件費(事務職員)※①	3,000千円
事務事業諸経費 ※②	3,300千円
高齢者人口に応じた加算(事務諸経費)※③	
事務所賃料補助 ※④	

※①・・・「人件費(事務職員)」

- ・事務職の配置の場合、原則常勤・専任。

ただし、勤務日等で明確に業務時間が積算できる場合は、常勤換算1.0人でも可。

- ・事務職員として、事務職と他の職種とを兼務する場合は事前に地域包括ケア推進課へ連絡すること。

- ・配置しない場合は、事務職員の委託料は算定しない。

※②・・・「高齢者人口に応じた加算」

高齢者人口6,000人を超えた部分について、年150千円/1,000人を加算(出張所を設置する圏域についても、高齢者人口12,000人を超えた部分について、年150千円/1,000人を加算)

※③・・・「事務事業諸経費」

センター運営にかかる事務事業諸経費として、年3,300千円を補助する。

なお、上記の年3,300千円には、光熱水費分として年250千円を含んでいる。

(出張所を設置する圏域については、出張所分も事務事業諸経費補助を行う。)

※④・・・「事務所賃借料補助」

月額上限200千円の範囲で管理費等を除いた家賃月額

(出張所を設置する圏域については、出張所分も事務所賃貸料補助を行う。)

- ・年額最大2,400千円まで。
- ・貸主が、法人役員等の関係者の場合を除く。
- ・来客用駐車場2台分を含める(来客用のみ)。

(イ) 初年度設備費は、初年度のみ令和8年度中に支払いを行います。

机・椅子・書類保管庫・看板等の設備費は、初年度のみ92万円を上限とする予定です。

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業費

指定介護予防支援事業の介護報酬を勘案した単価とする予定です。

イ 指定介護予防支援費

介護報酬で賄います。

【参考】令和8年度介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費

項目	単位数	費用(円)	内訳		
			地域包括支援センター(500円)	居宅介護支援事業所(500円を控除した額)	
介護予防ケアマネジメント	A	442	4,884	500	4,384
	B	380	4,199	4,199	委託は不可
	C	270	2,983	2,983	委託は不可
介護予防支援	442	4,884	500	4,384	
初回加算	300	3,315	—	3,315	
委託連携加算	300	3,315	—	3,315	

※令和8年6月より、処遇改善加算が新設。処遇改善加算を適用する場合の金額については、未定。

(2) 経理についての留意事項

前記「ア 委託料」と「イ 指定介護予防支援費(介護報酬)」は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

4 千葉市あんしんケアセンターの名称について

センター名称は「千葉市あんしんケアセンター〇〇」となります。

「〇〇」の部分については後日、千葉市から指定します。

5 設置場所

千葉市あんしんケアセンターの設置場所については、原則として、受託法人が確保します。地域の中心地や、鉄道やモノレールの駅、バスの停留所等の近隣にするなど利用者の利便性に配慮してください。

6 事務所の設備等

(1) 施設の設備等については、次の事項を全て満たすことが必須です。

- ア 高齢者に考慮した設備（手すり・スロープ等）を有し、事務所を2階以上に設置する場合、エレベーターやエスカレーターを有する建物であること。
- イ 利用者や地域住民等に千葉県あんしんケアセンターと認識できる看板を設置すること（名称や仕様は別途千葉県が指定する）。
- ウ 他の事業所と複合する建物に設置する場合は、建物内にわかりやすい案内表示を行うこと。
- エ 利用者専用の駐車場スペースを2台以上敷地内または近隣に確保すること。
- オ 事務室及び運営に必要な相談スペース、会議室を有していること。
なお、相談スペース、会議室はパーティションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。
- カ 同一の建物内に居宅介護支援事業所等がある場合は、独立した専用の事務室とすること。
- キ 机、椅子、施錠できる書類保管庫のほか、専用の固定電話・FAX、パソコン（インターネット、電子メール、オンライン会議、Word、Excelを使用できる機能を備えていること）、プリンターを設置するとともに、専用メールアドレスを取得すること。また、パソコンのセキュリティ機能を確保すること。

(2) 施設の設備等について、次の事項を満たすことが望ましく配慮をお願いします。

- ア 受付カウンターを有していること。
- イ 相談スペースとして2か所以上確保されていること。